

## Q&amp;A

質問	回答
1 他自治体に住民登録があった令和6年4月にヘルメットを購入し、5月に相模原市に転入したが、対象となるか。	対象とはなりません。購入時と申請時のどちらとも、相模原市に住民登録のある方が使用するヘルメットが対象です。
2 自転車用ヘルメット以外のヘルメット（バイク用や工事用等）も対象となるか。	対象とはなりません。
3 ポイント、クーポン、ギフト券、商品券を使用した場合、補助額はどうか。	ポイント、クーポン、ギフト券、商品券利用分を購入費用から差し引いた実際の負担額が「購入金額」となります。なお、これらの使用の有無は領収書又はレシート等の添付書類により確認します。
4 通信販売で購入した場合に送料がかかる場合は、購入金額に含めて良いか。	送料を含めることはできません。ヘルメット本体の購入金額のみが対象です。
5 購入・申請は早めにした方が良いか。	予算額（10,000個分）に達した時点で受け付けを終了するため、ご心配でしたら早めの購入・申請をお勧めします。なお、予算の執行状況（申請状況）については、市ホームページに随時掲載する予定です。
6 個人間売買やフリーマーケットサイト等で購入した場合は対象となるか。	対象とはなりません。店舗から直接購入した新品の自転車用ヘルメットが対象です。
7 市ホームページと紙での申請方法があるが、どちらが良いのか。	市ホームページからの申請ですと、パソコンやスマートフォンで申請が完結し、書類の郵送や持参の必要もないため、こちらをお勧めしています。
8 領収書又はレシートには何が記載されていれば良いか。	①領収日（納品日ではありません） ②購入した店舗名 ③購入者名（原則として申請者の氏名） ④領収金額（ヘルメット購入金額が分かる記載） ⑤購入品名（「自転車用ヘルメット代」等、ヘルメットを購入したことが分かる記載） なお、上記の内容が記載されていれば、領収書又はレシートでなくても構いません。

## Q&amp;A

質問		回答
9	領収書又はレシートを紛失した場合はどうしたら良いか。	原則として補助金は交付できません。
10	領収書又はレシートではヘルメットを購入したことが分からない場合はどうしたら良いか。	領収書又はレシートに手書きで「自転車用ヘルメット」と補記し、明細が分かる書類があればその写しを添付してください（なければ補記のみで構いません）。
11	ヘルメットと一緒に他のものを購入した領収書又はレシートは添付書類として良いか。	領収書やレシート等の明細から、ヘルメット単体の購入金額が分かるようであれば、添付書類として使用可能です。 明細がない場合は、領収書又はレシート（裏面でも可）に手書きで、ヘルメットとそれ以外のものの購入金額をそれぞれ補記してください。
12	領収書又はレシートのあて名はどうしたら良いか。	購入者名（原則として申請者の氏名）としてください。 申請者とヘルメット使用者以外の第三者があて名の領収書又はレシートは認められません。
13	領収書又はレシートにあて名が記入されていない場合はどうしたら良いのか。	領収書又はレシートの余白部分に手書きであて名を記入してください。
14	家族分をまとめて購入した場合の領収書又はレシートはどうすれば良いか。	複数人分をまとめて購入した場合は、領収書又はレシート（裏面でも可）に手書きで、購入回数、ヘルメット使用者ごとの購入金額を補記してください。
15	インターネットで購入した領収書を申込フォームで提出する場合はどうしたら良いのか。	あて名が記入されていない場合は、お手数ですが、紙に印刷した上で、手書きであて名等を記入したものを撮影して添付してください。 領収書発行時にあて名が入力されていれば、領収書を表示した画面のスクリーンショットを添付して構いません。

## Q&amp;A

質問		回答
16	Amazonで領収書を発行するにはどうしたら良いのか。	PCの場合：注文履歴→注文情報の「注文内容を表示」→領収書等→領収書／購入明細書 スマホの場合：注文履歴→注文情報の「注文内容を表示」→領収書／購入明細書の表示 ※いずれもブラウザからアクセスしてください。アプリでは発行できません。 ※あて名が印字されないのので、手書きで記入してください。 ※購入時の決済方法によっては領収書ではなく購入明細書が発行されますが、その場合は購入明細書で構いません。
17	ヘルメットの購入者が申請者ではない場合（領収書又はレシートのあて名が申請者ではない場合）はどうしたら良いか。	ヘルメットの使用者が購入していれば、購入者と申請者が異なっても（領収書又はレシートのあて名が申請者でなくても）構いません。 また、購入者（使用者）と申請者が住民票上で同一世帯であれば、委任状は不要ですが、購入者（使用者）と申請者が住民票上で別世帯の場合は、委任状が必要となります。
18	他自治体に住む息子が相模原市に住む母親のためにヘルメットを購入した場合、対象となるか。（領収書又はレシートのあて名は息子）	この場合、息子と母親のどちらが申請者であっても、対象とはなりません。 ただし、母親が購入し、領収書又はレシートのあて名が母親であれば、代理申請という形で、他自治体に居住する息子が申請者となることは可能です（委任状が必要）。
19	委任状が必要な場合は何か。	申請者とヘルメット使用者が住民票上で別世帯の場合に委任状が必要となります。この場合、市ホームページからの申請はできませんので、紙での申請をお願いします。
20	安全基準の認証を受けていると思って購入したが、認証マークが見当たらない場合はどうしたら良いか。	ヘルメット本体（外側・内側）や保証書等に認証マークがないかもう一度ご確認ください。 マークではなく文字で記載されている場合もあります。 それでも見当たらない場合は、ヘルメット全体の写真や保証書等（品名・品番が分かるもの）の写しを添付してください。
21	ヘルメットに認証マークが貼られていたが、カメラがなく写真が添付できない場合はどうしたら良いか。	保証書等（品名・品番が分かるもの）があればその写しを添付してください。そういったものもない場合は、交通・地域安全課にお問い合わせください。

## Q&amp;A

質問		回答
22	申請書の記入を誤った場合はどうすれば良いか。	可能な限り新しい用紙に再度記入してください。 やむを得ず訂正する場合は、二重線で訂正し、その付近に正しい内容を記入してください。
23	要件を満たしていない場合や書類に不備がある場合の連絡はどこから来るのか。	基本的には委託事業者が使用する携帯電話からご連絡します。
24	補助金の支払い方法は口座振込しかできないのか。	口座振込のみとなります。
25	紙の申請書類の提出先は交通・地域安全課のみなのか。	交通・地域安全課に郵送又は持参してください。 申請書類の配架先であるまちづくりセンターや公民館等では受付できません。